

愛媛賃審発第 2408 号
令和 3 年 8 月 23 日

愛媛労働局長
瀧原章夫 殿

愛媛地方最低賃金審議会
会長 森本明宏



愛媛地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（答申）

当審議会は、令和 3 年 8 月 23 日付けをもって貴職から愛媛県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に関する日本自治体労働組合総連合愛媛県本部、愛媛地方労働組合連合会、愛媛地方労働組合連合会青年部からの異議申出に関し意見を求められたので、異議申出の内容及び理由について慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

記

令和 3 年 8 月 5 日付け答申どおり決定することが適当である。